

## 平成 18 年第 8 回にかほ市議会定例会会議録（第 5 号）

### 1、本日の出席議員（ 23 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	23 番	山 田 明
24 番	竹 内 睦 夫		

### 1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

22 番 佐々木 正 己

### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 竹 内 享 一 局長補佐 佐 藤 谷 博 之  
議事調査係長 佐 藤 正 之

### 1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	助 役	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	須 田 正 彦	市 民 部 長	池 田 史 郎
健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	岩 井 敏 一
建 設 部 長	金 子 則 之	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄	消 防 長	高 橋 誠
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆 一	企 画 課 長	竹 内 規 悦
財 政 課 長	佐 藤 好 文	象 潟 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長	金 子 春 輝
市 民 課 長	木 内 利 雄	生 活 環 境 課 長	佐 藤 秀 男
す ぐ す ぐ 子 育 て 支 援 課 長	須 藤 金 悦	観 光 課 長	長 谷 山 良
都 市 整 備 課 長	大 場 久	教 育 委 員 会 総 務 課 長	佐 藤 文 一

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第 5 号

平成 18 年 12 月 15 日（金曜日）午前 10 時開議

- 第 1 報告第 5 号 にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について
- 第 2 報告第 6 号 財団法人にかほ市開発公社の経営状況の報告について
- 第 3 議案第131号 にかほ市農業集落排水施設等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第132号 にかほ市基本構想の策定について
- 第 5 議案第133号 秋田県市町村総合事務組合理約の一部変更について
- 第 6 議案第134号 秋田県市町村会館管理組合理約の一部変更について
- 第 7 議案第135号 秋田県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 第 8 議案第136号 市道路線の認定について
- 第 9 議案第137号 市道路線の変更について
- 第10 議案第138号 平成18年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）
- 第11 議案第139号 平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 2 号）
- 第12 議案第140号 平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 2 号）
- 第13 議案第141号 平成18年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 第14 議案第142号 平成18年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第15 議案第143号 平成18年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第16 議案第144号 平成18年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 2 号）
- 第17 議案第145号 平成18年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第18 一般会計予算特別委員会の設置
- 第19 議案及び陳情の付託

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第 5 号に同じ

午前 10 時 00 分 開 議

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は 23 人です。定足数に達していますので、会議は成立

します。これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づき出席を求めた者の名簿はお手元に配付のとおりでございます。

日程第 1、報告第 5 号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についてから、日程第 17、議案第 145 号平成 18 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 2 号）まで、17 件を一括議題として質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、自己の意見や思い等を入れないようにして注意してください。

報告第 5 号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についての質疑を行います。

なお、発言は自席で行ってください。

順次発言を許します。16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 報告書の 8 ページにかなり、いわゆる決算審査意見書の内容が出ているわけですが、重要な点だろうかなと思いつつ質問したいと思つています。決算審査意見書の 2 に、審査の結果及び意見の中で、体制整備についての指摘と、現場責任者の支配人が不在の状況で管理・監督が行き届いていないこと、内部牽制が機能していない状況、修理・改善費用等の支出が事前稟議伺・決済・前後の現場確認・支出伺・決済等の手順が欠落している現状であり、担当部局の強い指導を求めているわけです。3 月定例会で、現在、専門家に経営上の問題について分析をお願いしている、あるいは 6 月定例会で指定管理者を指定する議案の質疑で、コンサルタントの株式会社プランニングの指導が 6 月中に出る予定と説明をされています。

そこで伺いますが、1 点目は、支配人不在はどの時点からの不在なのか、この決算報告書及び 15 期の事業計画書では明らかにされていませんので、その点についてまず 1 点伺います。

2 点目は、6 月で言われましていわゆるプランニングの指導が出されたと思うんですが、どういう指導内容であったのか。

それから、3 点目は、取締役会の開催状況と、その指導がなされた事項に対してどういう対応がされたのか。

4 点目は、当期純利益が 23 万 4,494 円と計上されていましたが、支配人の不在がいつからなのかちょっとわかりませんでした。後から漏れ聞きますと、何か 10 月からなのでという話ですから、この点については割愛しても、確認すれば 10 月 1 日からの 9 月 30 日までは支配人は在職しておったのだと。したがって、10 月から不在であったんだということであれば割愛してもいいわけですが、ただ、この決算意見書だけではわかりませんでしたので、この点についてきちっと確認をしていきたいということで、まず 4 点にわたって質問をいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） ただいまの御質問でありますけれども、最初の支配人の件からお答えいたします。前の支配人は 10 月末日をもって退職されております。それで、後任者がすぐに決まらなかったことによりまして、支配人の不在期間が 1 ヶ月ほどあったわけですが、その不在期間の 11 月 17 日に決算審査が行われております。その後 12 月 1 日から新支配人が着任いたしておりますので、現在の体制はこれまでと同じであります。

次に、コンサルタントから出された指導内容でございますけれども、コンサルタントの株式会社プランニングメイサの報告書は、18年の6月に提出されておりますけれども、その報告の内容につきましては、1つ目に、経営環境問題の抽出、2つ目に、経営重点課題と対応策、これは改善指針であります。3つ目に、経営管理のあり方の検討、4つ目に、新体制における経営及び経営活動機能の見直しについての実践指導、この4項目で20ページほどにわたっておりまして、その内容につきましては詳細な分析をされておりますが、要点のみをお答えしたいと思います。

なお、最大の課題としては、はまなす荘の施設は収益性の追求と地域住民の福祉の増大と地域活性化という公共のニーズ、目的を果たす事業体であり、このために経営課題として収益事業と公益事業の両部門のバランスをいかにとるのか、これについては難しい課題であると指摘をされております。

経営重点課題と対応策、改善の指針ということでありますが、最初に、収益性・採算性でありませんが、評価では、収益性が極めて軟弱であり、このままでは費用に見合う収益を上げにくく、今後身動きのとれない状況になりかねないという指摘であります。その改善策として、事業分野の見直しを図る。それから、売り上げアップに向け、新たな市場、販路開拓の実現、より高い付加価値を獲得できるような商品力、それに仕入れ先、仕入れ方法の見直しで仕入れ単価のアップを抑える。人件費の固定費抑制や削減に努めることという指導であります。

次に、生産性・効率性の評価では、生産性が他社より劣り、能率性が不足している。また、全体の動きが鈍く、成果が上がらない。仕事が効率よく進むように改善を図り、社員の待遇改善により前向きな意欲を喚起するなど、敏捷性を身につける必要がある。その改善策として、粗利益率の高い商品構成を検討すること。社員の行動管理を徹底し、売り上げの増大を図ること。仕入れ単価のアップを抑え、粗利益のアップを図ること。作業の能率アップを図ること。むだな時間の発生をなくして設備の稼働率を向上させること。能率主義を導入し、少数精鋭化を図っていくこと。

次に、健全性・安定性向上の評価では、安定性は極めて弱く、不安定な経営がなされている。投入費用に見合う売り上げが実現できず、利益が確保されていない状況にある。変動費、固定費のむだを排除していくことが必要である。その改善策としまして、売り上げ拡大に向け販売方法の抜本的改善を図ること。変動費、固定費を見直し、その削減を図ること。資金繰りを計画的に実施すること。

次に、経営管理のあり方の検討としまして、課題としては、目標計画、数値責任の内容が明確でない。市の総合力で勝負する販売促進システムが不在している。成り行き活動になっており、目標達成に対する執念が不足している。その改善策として、言いわけのない経営環境づくりのため、経営会議制導入により、3ヵ月単位の四半期経営の実践、会議制の導入と執行体制のため毎月の経営会議を行い、部門長を置いて業績を粗利益で押さえる習慣をつけ、計画未達成の場合はその原因を探り、対策として追加アクションをとる。

これらが経営上の指導の主な点でありますけれども、これらのほかに、経営革新のための意識と行動、会計システム、従業員の育成、管理職による経営管理のポイント等々の調査報告をいただいているところであります。

次に、取締役会の開催と指導された事項に対する対応についてであります。初めに、取締役会の開催状況です。コンサルからの指導によりまして、取締役会規則の制定を行い、定期取締役会を四半期ごとの年4回としておりますが、14期、これは18年の4月から9月まででありますけれども、役員の変更もありましたので4回開催しているところであります。

次に、コンサルから指導された事項については、できるものから実行をしておりますけれども、管理運営につきましては、各部署の体制の見直し、それから社員の協力体制の確立、その内容につきましては、社員の個人面接、それから朝礼の実施、各部署の連絡体制の確立、それから責任者と補助者の組み合わせによる対応体制の整備、また、売り上げアップを図るために売り場のレイアウトの見直し変更、それから、地元商品仕入れへの意向とか、商品単価の見直し、それからイベントを自分のほうで自分の社員だけで実施する。商品仕入れとか修繕に伴う業者選任の検討、それから、社員の意識改革を目的にした社員による改善提案書の提出。それから、施設の点検等につきましては、各部署ごとのチェックリストの作成、これには日誌とか日報、それから清掃管理表の見直し等であります。それから、宿日直の作業マニュアルを作成しております。また、施設の安全管理体制の整備を図っております。

以上など指摘事項に基づいて社員の意識改革を行ってきているところであります。

また、監査役の指摘にありました事務関係の手順の欠落等につきましては、市役所の事務処理に準ずるようにと各書類等を提示しまして、記載方法や伺い文書等々の指導を行ってきているところであります。今後は新支配人を中心に事務社員との連携をとり合いながら、なお一層の協力体制をもってこのような指摘を受けないよう、事務執行の改善に向け指導に努力をしまいたいと思っております。

最後に、支配人の不在ということの決算のことですけれども、第14期の当期純利益は、前段に申し上げましたとおり、9月決算期の翌月末に前の支配人が退職しておりますので、決算書の報告のとおりであります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） まず最初に、今かなりの、何とか、何というか、プランニングのほうからの指導内容が出されていますので、今る話をされましたけれども、議長のほうからお取り扱いをお願いしたいんですが、将来的な問題もありますから、その指導内容については議員に配付できるようにして取り扱いについて検討をお願いしたいということをもっとお願いしたいと思います。

それから、指定管理者制度適用によって指定管理者になったわけですが、この決算報告書及び事業計画を見ていて、ちょっとわからない、私が理解できないのかということであれですけれども、例えば、3月定例会では、委託料が4,000万円です、はまなすに対して。そして、その際に指定管理者が指定された場合は新たに見直すことになるというふうになっています。はまなすのほうからの使用料ということで市に入るのが8,500万円と。これ、歳入の項に出ています。そういうところから見て、今回の決算書では、受託収益が2,800万円になっています。あと、いわゆる使用料ということ。利用料ですか、8,500万円のうち市のほうにどの程度入ったのかということがちょっとわかりにくいので、その金額が幾らなのか。

例えば、15期の事業計画予算案では、利用料金として10月から3月までは括弧して4,920万円と、こういうふうになっています。その下のほうに利用料金ということで、翌年4月以降、いわゆる4月から9月までだと思んですが、4,580万円ということになっています。そして、こっこのほうの指定管理者基本協定書によりますと、第26条で、乙は本施設にかかわる利用料金を当該乙の収入として収受することができるというふうになっています。そして、指定管理者業務仕様書によりますと、6の業務事項の(4)の中で、利用料金は平成18年度にあっては市の収入とすることとし、平成19年度以降の取り扱いについては、その都度協議するというふうになっています。そして、指定管理者年度協定書によりますと、平成18年度の指定管理料ということで、第3条、本年度にかかわる指定管理料は平成18年4月1日付管理運営委託契約において定めた年度委託料から既に支払われた年度委託料を減じた額とすると、こういうふうになっているわけです。4月1日付管理運営委託契約において定めたというのは4,000万円だと思んです。そうすると、そして、下のほうに、その下に、指定管理料3,000万円というふうに書いているわけです。今年度は — 今年度というか、14期の場合は半期になったわけですね。4月から9月30日まで。そういう関係で、足し算、引き算ということで、わかりやすくお示しをいただきたいというふうに思んです。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 4月からまず今期につきましては半年ということで、最初の3月の時点では計画を組んでいたということになります。そういうこと、1年間ということで計画を組んで、市のほうから委託料ということで支払いしていくということで、市のほうから支出する予算的には、そういう予定で進んでおります。そういうことで、今期につきましてはまず半年というようなことで、ちょっとそのやりとりのところ、明確にと言われても、ちょっと今、準備してきておりませんので、その辺のところは、ちょっと今出せませんけれども、それと、公社のほうから、会社のほうから入っている、今まで幾ら入ったかということにつきましても、ちょっと今持ってきておりません。ただ、1ヵ月当たり、今回の貸借対照表にも記載しておりますけれども、負債の部で利用料の預かりということで699万3,000円というのが、これが9月分ということになりますので、月この程度の歳入は入ってきているところです。

ちょっと今、御質問の明確にと言われても、ちょっとそのやりとりのところの計算式というか、計算してきておりませんので、大変申しわけありませんけれども、もし必要とあれば、後でそこら辺詳細に出し入れのところを記載して提出したいと思います。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 最後、この点については最後ですので。今、産業部長のほうから言われましたから、皆さんはわかるかもしれませんが。私ちょっとわかりませんので。いわゆる委託料の関係と、それから利用料の市に入る関係、いわゆる半期なのでね。それから、残りの、1年のうちの3月までの関係、これがやっぱりわかりやすいようにひとつ計算というか、内容を議員の皆さんに配付できるようにお取り扱いをお願いをして、この点については終わりたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前 10 時 21 分 休 憩

午前 10 時 22 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど 16 番議員から要請のありました、また、今の質疑の段階で内容の説明についての経緯の説明資料の持ち合わせがないということで、この件につきましては、きょう午後の再開のときに改めて説明をして、そのコンサルからの指導書についても配付していただくようにしたいと思います。それでよろしいですね。

16 番（竹内賢君） はい。

議長（竹内睦夫君） それでは会議を続行します。

次に、4 番池田好隆議員。

4 番（池田好隆君） 通告しております内容につきましては、ただいまの竹内議員の質問、あるいは当局の答弁、これで十分に理解できましたので割愛したいと思います。ただ、せっかくですから申し上げたいと思いますが、新しい支配人、経理に非常に堪能な方だと思われま。いやしくもこの後、監査委員から、何と申しますか、事務処理がずさんであると、こういうふうな指摘を二度と受けることがないように、きちっと指導もしていただきたいと、支配人からその辺きちっと頑張っていたきたいなということを特に申し上げて終わりたいと思います。

議長（竹内睦夫君） これで 4 番池田好隆議員の質疑を終わります。

報告第 5 号に対してほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで報告第 5 号の質疑を終わります。

次に、報告第 6 号財団法人にかほ市開発公社の経営状況の報告について、及び議案第 131 号にかほ市農業集落排水施設等に関する条例の一部を改正する条例制定についての 2 件の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで報告第 6 号及び議案第 131 号 2 件の質疑を終わります。

次に、議案第 132 号にかほ市基本構想の策定についての質疑を行います。16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 第 1 節で計画策定の趣旨ということで載っています。この中では、地域の経済動向を分析していますけれども、特に私は、やっぱり一般市民というか、そういう人方に目を当てた、何というか、現在の状況、そこからどういうふうにしていくかというのは、ちょっとこれでは見えません。いわゆる中小企業とか経営とか、そういう面ばかりからの経営動向だけになっています。若者が正職員になることができない実態や、高齢者の年金が減額支給になり、反対に税金がふえて社会保険料もふえて、実入りが少なくなっている一般市民の実生活の分析をした上でこういう構想が出てきてもいいんじゃないかと。そういう目線のものに - 分析状態、生活状態、こ

ういものについてどういう分析をしてこの計画が — 計画というよりも、構想が出てきたのかです。

それから、にかほ市の主要課題ということで、定住促進、大きな項目になっていますし、住みよい環境づくり、あるいは団塊世代の老後の居住地として、ここの自然環境やあるいは人情などを売り物にというか、魅力的なまちとして受け入れ基盤を整備するというふうになっていますが、今、都会とかそういう人方は、文化的なものについても享受をしていますし、そういうものがこの土地に対して十分整備をされていないということについて、例えば図書館の問題を私はいつも言いますが、図書館については、都会で生活している人方については多くいわゆるかわってきているわけです。勉強したり、楽しんだり。あるいは若い世代についても、帰ってきた人方、特にTDKで、行って帰ってきた人方が言うんですけども、図書館の整備がなっていないと。そういうことで言われます。そういうことについて、この定住促進に当たって、そういうことがどういうふうに考えていたのか、一つのやっぱり環境整備ということで考えられたのかどうか。

それから、第2章で、前に私たちに示された素案とちょっと違った内容で出されているわけです。これ、ちょっと私、何というか、わからないというか、「新しいにかほ市の理想として、ふるさとを愛する市民の心の和を高く掲げ、その理想を達成するために、「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち」を基本理念とし」というふうになっています。追加されているわけです。その理想というのは何だかと。この文章から言うと、ふるさとを愛する市民の心の輪を高く掲げることが理想になっているんじゃないかと、こういうふうに見受けられる文章に私は見たわけです。そして、かなり、何というか、感情的なものになってしまって、ぼっと入ってはくるんですけども、具体的なものにつながらないと、こういうんじゃないかと思って。

例えば、「ふるさと」というと、こういう広辞苑によりますと、自分が生まれた土地、かつて住んだことのある土地、また、なじみ深い土地。当てはまるとすれば、なじみ深い土地、いわゆるほかから入ってきた人はですね。理想というと、理性で想像できる最善の状態。理念というと、理性で考えられる最高の考え、こういうふうになっているわけですよ。したがって、これを入れたことによって、何だか感情に訴えるようなものになってしまったんでないかという見方ができますので、その点についてどういう考え方でこういうふうに入れたのかどうか、伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 最初の第1点の基本構想の策定でございますけれども、1つ目といたしましては、市民の生活状態についてどのように分析しているかという御質問でございますけれども、雇用情勢について、いろいろ景気の回復に比例して、例えば企業の有効求人数、また前年同期を上回る傾向が現状では続いており、雇用環境もある程度改善の方向に向かっていると。ただし、竹内議員が御指摘のとおり、企業においてはパート社員や、例えば派遣社員などの非正規社員の割合が増加傾向にあるということで、例えば、製造業においても24時間操業による交代勤務が増加しており、家庭における例えば家族の触れ合いの時間の減少や子育ての負担、また、市民のライフスタイルにも影響を及ぼしているのが現状でございます。市民生活の実施の分析につきましては、いろいろ個々のプライバシーの問題もあり、一概には正確に分析はできないところもありますので、



その辺は御理解をいただきたいなというふうに思っております。

いろいろ主な項目の中で分析した内容を申し上げます。例えば、高齢者の生活に目を向けてみますと、ひとり暮らしの老人や高齢者夫婦のみの世帯が、にかほ市でも増加傾向にあるのは御承知のとおりだと思っております。寝たきりや認知症などにより介護を必要とする高齢者もふえているのが現状だというふうに私どもは認識して分析をいたしております。また、高齢者1人当たりの老人医療費の給付額も年々ふえてきているのも、分析の中で、皆さんも予算を見ていただければわかりだと思っておりますが、そういうふうに分析をいたしております。

また、その一方で、定年後も働きたい、また地域に貢献したいという元気な高齢者もあり、生きがいづくりや健康づくりの関心の高まりもアンケート調査によっては示されておりますので、そういう分析もいたしております。

また、市民アンケートの結果によりますと、例えば、上水道や下水道、都市ガス、ごみ処理など、市民の日常生活を支えるライフラインの現状については、市民の満足度が高いというふうに理解して分析をしたところでございます。

今後も社会保障制度の維持に向けては、市民の皆さんにある程度の負担はお願いしながら運営していかなければなりませんけれども、これからもずっとにかほ市に住んでいたいという市民の意識にこたえるべく、子供から大人まで市民一人一人の生活の質の向上につながるような施策を展開して今回分析して基本構想を策定したという経緯に至っております。以上でございます。

それから、2つ目のふるさとを愛する市民の心の和を高く掲げ、その理想を達成するためにということの基本理念の理想とは何を指しているのかという御質問でございますけれども、いろいろ考え方はあるかもしれませんが、大変これらの、全員協議会で素晴らしい提案をいただきましたので、そのものがある程度私のほうでも検討いたしました結果、例えばこういうふうに一人一人の

— 確かに竹内議員がおっしゃるのも、いろんな考え方があるかもしれませんが、市民がふるさとを見詰め、そのすばらしさを知り、そしてふるさとのすばらしさを地域の人、また全国の人に伝え、さらにすばらしいまちづくりを目標にするために市民と協働して行動することが非常に基本理念で大事でないかなということ、そういう形で今回提案させていただいたところでございます。

今後とも市民と一緒にふるさとを愛する心の和をとということで、地域が一体になったまちづくりを進めていくということの基本理念にいたしているということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 次の答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、図書館整備についてお答えいたします。図書館の整備は、竹内議員が常に言われますように、まちづくりの核ともなるプロジェクトの一つであると考えております。図書館は、生涯学習、地域文化の拠点であるとともに、その資料、情報の提供、発信を通じまして、市民の日常生活を応援し、行政の課題解決を支援する情報機関であると考えております。

基本構想策定につきまして、図書館の政策づくりに、団塊の世代への調査研究が十分であったとは思っておりません。私も日本図書館協会の政策特別委員会が編集しました「公立図書館の任務と

目標解説」を読んでおりますので、図書館のあるべき理想像については承知しております。確かに

— この本ですけれども — この本で述べている数値をにかほ市の図書館機能についてチェックしてみますと、その評価は現在残念ながら数字的には低い値となっております。しかし、現在にかほ市では、こぴあが中心となりまして、仁賀保青少年ホーム図書館、象潟公民館図書室との連携を一層密にしまして、少ない人員、限られた予算内で、より多くの市民に図書館を利用してもらうために、明るく楽しい雰囲気づくりをしながら、開かれた図書館としての確かなサービスの提供など最大のサービスに努めているところでございます。

蔵書数につきましても、3地区合わせて6万3,000冊ということで基準を満たすものではございませんが、こぴあはオープン間もなく日本公立図書館ネットワークサービス網に加盟しておりまして、現在、秋田県立図書館はもとより、国内の公立図書館、国立児童図書館など全国各地とのネットワークを構築しております。したがって、図書一覧はもとより、時間は少々かかりますが、貸し出しのサービスを全国各地の公立図書館から受けるようにできるようになっております。

こぴあは、御承知のように象潟、仁賀保地区からでは車で約10分以内でございます。また、JR駅に併設されておりまして、車を運転できない方は電車などでの利用が可能です。このように交通の利便性は非常に高いものと考えております。したがって、団塊の世代の皆さんがかほ市に定住するようなことがあっても、100%とは言いませんけれども、十分ににかほ市民への図書館サービスにこたえられるものと思っています。

また、財政的に厳しい環境が今後続くことと思われますけれども、知恵を出し合いながら、新しいにかほ市の未来を開く図書館の役割と機能についてどうあればいいか、住民との協働により研究していきたいと常に考えております。

今回の補正予算に計上しておりますが、採択をいただければイントラネットにてウェブ公開をいたしまして、パソコンなどで自宅から時間を選ばずに、本の検索、レファレンスサービス、資料の予約など一層のサービスが可能となります。確かに象潟公民館の図書室は、スペース的にちょっと余裕がなくて、図書室の中で一日ゆっくり本を読むというような機能はまず不十分な現状ですが、貸し館としての機能は十分に持っていると思います。17年度末の利用登録者数はまだ6,005名です。かなりまず人口から言えば少ない登録者数でございますので、今後、読み聞かせグループのネットワークの構築などを含め、一層読書普及活動を進めながら、登録者の増員を図るなど、利用者、住民に理解されて支持される図書館を目指して、整備充実を計画的に構想に沿って図ってまいりたいと考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） ありがとうございます。総務部長のほうに、そうすると、あれですか、夢あるまち、豊かなまち、元気なまちを基本理念とすると。その前段にはふるさとを愛する市民の心の和を高く掲げる、これが理想だと。その理想を達成しながら、夢あるまち、豊かなまち、元気なまちということを基本にする、そういう理解でいいんですか。

それから、やっぱり行政が目を向けるというのは、例えば、計画策定の趣旨の中でも、検討はされたと思うんですが、もう少しやっぱり、例えば市民の実態生活というか、そういうものに根差し

たものがつくられたんだらうかなという質問なんですよ。

それから、図書館、勉強していただいてありがとうございます。その内容と現在はかなり乖離があるようですので、向かっていくということで、定住する人方が、ああ、いい図書館だからここに行こうというような、景色もいいし、自然もいいし、海もあって山もあると。そういうことで、もう一つやっぱりランクアップできるようなものになるんじゃないかと、今、次長が言った内容、そういうふうを考えていいんですか。

議長（竹内睦夫君） 総務部長。

総務部長（須田正彦君） にかほ市の理想として、要するに、今まで3町が個々の地方自治体としてきているわけですが、まず一体感ということで、下のほうにも書かれているように、市民とともに協働のまちづくりを進めるということで、そうした中でその理念を達成するためには、夢あるまち、豊かなまち、元気なまちを三本柱に掲げているということで御理解いただきたいというふうに思います。

また、市民生活の実態調査でございますけれども、我々いろいろな資料で分析しておりますけれども、例えば、秋田県の「あきた100の指標」ということで、平成14年、15年、それ以降は出ておりませんので、そのデータもある程度参考にしながら、私どものほうは基本構想を策定した経緯がございます。そういうことで、市民の例えば1人当たりの所得水準等もいろいろ加味しながら計画を策定したということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（竹内睦夫君） 次に、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 時間はかかるかと思っておりますけれども、この本に書かれてある理想に向けて十分検討しながら整備を進めていきたいと思っております。システム上につきましては、今こぴあに入っているパソコンは、コンピューターは、60万冊の本と10万人の利用者の管理ができるようになっておりますので、理想に向けて今後計画的に進めていきたいと思っております。以上です。

議長（竹内睦夫君） これで16番竹内賢議員の質疑を終わります。

次に、同じく議案第132号に対する質疑、12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 質問は5つありますけれども、ちょっとなじみにくいものもあるかと思いますが、お願いします。特に指標の点について、全員協議会でも若干協議したわけですが、もう少し聞きたいと思っておりますので、5項目あります。

1つ目は、生活保護世帯のこの目標を、下げていくほうがいい目標なのかどうか。全体の生活水準が上がっていけばそういうことは言えると思っておりますが、しかし、現実、今の状況からして、このように低めていくということがかえって市民生活を守りにくくする、こういうことにつながるとも考えられるわけです。ですから、この点について根拠なども触れていただきたい。

2つ目の手話通訳者ですが、講演なんかの通訳者を見ても5分か10分で交代し、大変な重労働なわけですから、この程度の数でいいのかどうか。というのは、職員の中でこういうこともできるという育成の方法もあると思うので、その絡みも含めて、計画としてはもう少し高めたらどうかという思いもあって質問します。

3つ目、今の川の、河川の状態ですが、非常に困難な、改善が困難な川もあると思うんですが、

これについても達成可能性を含めてお答え願いたい。

それから、肉乳用牛の頭数ですが、今、牛乳も余っているとかがあって大変難儀をしております。それから、今、オーストラリアとの貿易協定なども出ておりますが、いろいろ困難点がふえていますが、これについての検討の中身等もお知らせ願いたい。

それから、市政懇談会、これも市長が多忙だということのお話もありましたけれども、これはさらに引き上げていく必要があるのではないかと、こういうことで質問します。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、最初に、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、私のほうから村上議員の質問にお答えしたいと思えます。

まず、1番目ですけれども、目標とする指標の中で、生活保護の被保護世帯数が113世帯の実績に対しまして、目標値が110世帯と低くなっているのではないかと、ということでもありますけれども、最近の生活保護の状況を見てみますと、単身高齢者、あるいは傷病者の新たな保護世帯が増加している状況にあります。また、一方で、被保護者の就労、年金受給開始、転出などによりまして保護の廃止となる世帯も同じようにございまして、全体としては横ばいの状況にあります。生活保護世帯の増減は、景気、あるいは雇用情勢が大きく影響するわけでありまして、現在保護している世帯の中には、病気が回復してもなかなか再就職ができないという世帯もございまして、こうした世帯に対しましては、市では、自立のための助長を支援するために個別の就労支援プログラム、これを作成しまして、また、県及びハローワークとの共同事業による就職支援ナビゲーターによる支援、また、再就職プランナーによる支援等の活用、あるいは公共職業訓練の受給あっせんなどを進めていく計画であります。

いずれにいたしましても、この数値につきましては、就労可能な被保護者に対しまして積極的な就労指導に努めまして、自立できるようにすることでほぼ横ばい程度に抑えたいということでこの数値目標を示したわけでありまして、決して保護世帯を締め出すとか、門戸を狭めるといった意味合いのものではないことを御理解願えればと思っております。

次に、手話通訳者の件でございますけれども、またこれも目標値が低いのではないかと、ということでもあります。手話通訳者の派遣等のコミュニケーション支援は、この10月から市町村が実施する生活支援事業の一つになっております。現在、にかほ市には手話通訳者の有資格者がいないために、県の身体障害者協会に派遣をお願いしているわけでありまして、派遣を要請する場合、1週間以上前に要請しなければなりません。しかしながら、聴覚障害者の入院時など緊急時においては、お医者さんとのコミュニケーションをとるのが困るということが多々ありまして、大変苦慮している現状であります。このようなことから、資格のある通訳者を招請いたしまして、市内の関係機関に配置しまして、市民からも、また、職員の中で取得したい、そういう職員がおりましたら、招請した通訳者による指導でこのような方を育てていきたいということで、現在、関係機関と協議しているところであります。とりあえず日常生活上の手話通訳者をまづもって1人確保したいということで目標値を掲げてあります。また、一定の時間、例えば大会とか講演会などにおいて手話通訳者が必要な場合は、当面の間は県の身体障害者協会の援助を仰いでまいりたいと思っております。

ます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 同じく答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） 水質環境基準の未達成河川数の目標2からゼロということで、どの川の現状のことが、あるいは達成の可能性についての御質問でございます。

河川については、仁賀保地区にあります琴浦川と寒沢川の2河川でございます。旧町時代からの継続として、市内河川のうち、象潟地区4河川、それから仁賀保地区7河川、これを定期的に調査しておりますが、平成17年の4月の調査において生物化学的酸素要求いわゆるBOD、この数値が、冒頭で申し上げました仁賀保地区の2河川において基準値を超えておりました。しかし、同じ年の濁水期と言われる8月の調査においては、この2カ所を含む全部の河川において基準をクリアしております。今後、公共下水道や農集排への加入率の向上なども考えられますので、そういう意味で達成は可能と考えております。それから、金浦地区の河川についても、平成19年度以降実施する予定で考えておりますので、それらも含めてのゼロの目標という認識でおります。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 同じく答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 肉乳用牛の飼育頭数の目標設定のことでありますけれども、平成17年度の頭数の調査におきましての数字であります。肉用牛につきましては、繁殖雌牛、それから育成雌牛、肥育牛が和牛飼育農家58戸で、273頭を飼育しております。また、肉用牛につきましては4戸の畜産農家で215頭を飼育しておりますので、市内の牛の飼育頭数は、畜産農家等62戸で488頭を飼育しております。肉用牛の目標値につきましては、酪農肉用牛生産近代化計画における県の由利管内での試算の伸び率は33%の増となっておりますけれども、本市の計画においては、今後、飼育関係者の高齢化に伴い、畜産農家の減少が推計される一方で、意欲的な後継者も育ておりますので、この方々が所属する農協の和牛部会、それから受精卵移植研究会、これらを市としては支援しながら、秋田由利牛振興協議会、これらと連携を図ることによりまして、肉用牛については10%程度の増頭になるものと推計をしております。

また、肉用牛につきましては、今後5年間はほぼ現状のまま推移するものと推計しておりまして、増頭数値は設定しておりません。以上のことから、平成17年度の数値をもとに本計画策定期間中において27頭ほどの増頭になるものと推計して、平成23年度の目標値を515頭といたしているところであります。

議長（竹内睦夫君） 同じく答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 市政懇談会の開催数の目標値はもっと上げることができないのかということでございますけれども、これは幾らでも上げることが、日程上調整ができれば可能でございます。算定の根拠といたしましては、今までいろいろ市政懇談会、17年度で100回ほど開催をいたしております。これは全市で109の自治会があるわけですが、例えば上浜や上郷のほうでは地域別にやっております。小集落がまとまっている仁賀保が小集落でやりたいというような希望がありますけれども、市長の日程が都合つけば、これは109の自治会を4年に一度はぜひ市政懇談会を開催したいというのが目標でございますけれども、できるだけ数値は上げていきたいというふうに考えております。

【12番（村上次郎君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで12番村上次郎議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第132号の質疑を終わります。

次に、議案第133号秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について、及び議案第134号秋田県市町村会館管理組合規約の一部変更について、2件の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第133号及び議案第134号2件の質疑を終わります。

所用のため11時10分まで休憩します。

午前10時56分 休 憩

午前11時10分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第135号秋田県後期高齢者医療広域連合の設置についての質疑を行います。4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 2点についてお伺いしたいと思います。

75歳以上の後期高齢者、この医療制度の関係で、これは20年度から実施されるわけでございますけれども、老人保健法の関係から、75歳以上の高齢者に限って、また新たな制度を県内の全市町村が広域連合をつくって共同処理をするということでございますけれども、この辺のメリットはどの辺にあるのかということが質問の第1点でございます。

次、2つ目は、この条文にも出てきますけれども、関係市町村との連携強化ということがございます。この点について2つばかりお伺いします。

1つは、この条例の第4条に、市町村が単独で行う事務というのがございます。その中に付加事務、こういったものも入っているようでございますけれども、この広域連合と市町村が個別に行う事務、こういった区分があるわけでございますけれども、この辺の連携がスムーズにいくのかどうかという不安でございます。

それから、小さい2つ目として、この執行機関の組織がありますけれども、執行機関に入るのは3名。それから、議会は24名の構成だようでございます。そうしますと、にかほ市としてどのぐらいの人が入れるのかなというふうな感じがします。ですから、その辺の構成町と広域連合との意思疎通といいますか、その辺あたりがきちとうまくいくのかなというふうなことがちょっと懸念されますけれども、その点について、大きく2つについてお伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） 池田議員の御質問にお答えいたします。

まず、少子高齢化社会が進む中で国民皆保険を堅持し、将来にわたり持続的なものにしていくため、安心、信頼の医療の確保と予防の重視、それから、医療費適正化の総合的な推進、さらに超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現という3つの基本的な考え方のもとで、医療制度改革関連法案が去る6月に成立しまして、順次実施に移されてきているわけでございます。

現行の老人保健制度は、高齢者も若年者も同様に、それぞれの医療保険制度に加入し、一方でその給付はそれぞれの医療保険制度が行うことなく、高齢者が住んでいる市町村が行うという仕組みをとっております。この方式では、高齢者の医療費について高齢者自身が一体どれだけ負担して、若年者がどれだけ負担しているのかという負担のルールが不鮮明であります。こうした理由から、現役世代と高齢者世代との間にある負担と給付の不公平感をなくし、互助精神のもとにわかりやすい制度をつくっていくということで、後期高齢者医療制度が創設されたわけでございます。

ちょっと前置きが長くなってしまいましたけれども、75歳以上の医療事務を広域連合で共同処理するメリットは、という御質問でございますが、ただいま申し上げましたさまざまな現行制度の改善を目指すメリットとともに、全市町村が加入する県単位の広域連合ということですので、広域的に財政運営を行うことにより、財政リスクの分散化と安定化が図られるということ。さらには、事務の共同化と高齢者医療事務の専門職化などにより、高齢者の実態に合わせたサービスが提供できるということが上げられると思います。

また、2点目の関係市町村との連携に不安はないかということでございますが、議員質問の中でおっしゃいました第4条については、市町村事務ではなくて、広域連合で行う事務で、付加は広域連合で行うこととなります。市町村事務は、別表のほうにありまして、徴収のほうは市町村が行う事務となっておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

例えば連合として、組織的には、規約の第7条、8条に規定されておりますように、県内市町村に平準化された形での構成を目指しております。また、コンピューターシステムにより、市町村、あるいは広域連合の事務局、さらには国保連合会間のネットワーク構築を確実に行う予定ですので、今のところ、そういう意味での不安はないと考えております。以上でございます。

議員のこともについても、規約7条、8条というところに規定されておまして、そういうことで、答弁に含まれていると思ったところでございますが、さらに申しますと、広域連合議員の構成は、市町村と市町村議会議員の意見等の反映が重要であるということから、混合型という形になっております。また、議員定数も人口規模に関係なく全市町村の意見が反映されることを基本に、市長、それから市議会議員、町村長、町村議会議員、それぞれ6名の24名としております。このため、広域連合では、今、準備事務局が動いているわけでございますけれども、そこでは広域連合議員の選出方法について、関係団体であります市長会、あるいは市議会議長会、町村会、町村議会議長会からの推薦を基本に考えているようでございますけれども、関係団体からの推薦のみとせず、議員定数は最小の市町村議会からでも1人を候補者として推薦することが可能な規約になっておりますし、また、その市とか町村の範囲を超えた形での議員の推薦によることも可能な規約となっております。以上です。

【4番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第135号に対して質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第135号の質疑を終わります。

次に、議案第136号市道路線の認定についての質疑を行います。12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） この議案136号の市道路線の認定をされると、その後の管理、これがどうなるかということです。県道が完成しまして、平沢、釜ヶ台、由利原、矢島と、大変通行するにはよくなったわけですが、旧道という形になって、この市道が今後の管理の仕方によってはだんだん廃れていくということも考えられるし、また、費用対効果がどうかということなども出てくると思うわけですが、当面、この管理をどのようにしていくつもりなのかどうか、この予定について質問します。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） お答えします。今回の4路線については、提案理由にも記載してありますが、県道の工事に伴い、旧仁賀保町との旧道引き継ぎに関する覚書に基づく事務手続であります。現状の2015号線は、高森眺望台、NTT院内中継所のほか、別荘が1軒あることから、除雪の要望があった場合に行うこととしております。が、積雪状況に応じて、後から除雪が困難にならないよう、除雪と通年管理をしております。ほかの3路線は、冬期間は特に通行する目的がないと思われるので、除雪は行いませんが、冬期以外は — 山間部でもあります。山林の所有者などの受益者と協力しながら管理をしてみたいと考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第136号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第136号の質疑を終わります。

次に、議案第137号市道路線の変更についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第137号の質疑を終わります。

次に、議案第138号平成18年度にかほ市一般会計補正予算(第6号)の質疑を行います。初めに、16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 何点が質問いたしますので、よろしくお願いします。

最初に、ページの8と15の関連ですが、2の13の1の6、鶴泉荘使用料について。当初予算では2,200万円でした。説明の中では、同月比、17年度が1,876人で、今年度2,151人で、ふえたので、その面についての増額だと、150万円。こういうふうにして終わりました。それで、ちょっとここで書いているんですが、10月に行われた国体のリハーサルが行われた時期に、国体の事務局のほうから、宿泊施設確保ということで、約1週間ですか、予約をとらないでと。したがって、解約とかそういう話があったようです。国体の事務局のほうから鶴泉荘に対してどういう依頼をしたのか。そして、その期間、宿泊がどのように行われたのか、国体関係者のですね。そういうものについて伺います。



それから、15 ページですけれども、ついでに、鶴泉荘の内容ですから。設備管理委託料として 80 万 9,000 円の増額補正であります。当初予算では 520 万 9,000 円であります。説明では食材費、いわゆる食事提供の食材費だと、こういう話でありました。そこで、何というか、人が、宿泊人数が多く見込まれるので、恐らく食事提供の食材費というふうに見たんだと思うんですけれども、何というか、これからの季節のいわゆる宿泊とか、あるいは休憩とか、そういう人方のものをどういうふうに見てこの内容を見たのかであります。

それから、10 ページであります。これは説明をしていただいた中では、一般競争入札をした結果、秋田市の業者が落札をしたと。金額的にもいろいろ話があったんですけれども、じゃ、実際に入札の応募者数、そういうものについてどういう状況だったのかも伺いたいと思います。

それから、13 ページであります。特別職の報酬等審議会委員報酬として 6 万 2,000 円出されております。これは 10 人なのか、あるいは 5 人で 2 回なのかわかりませんが、内容について、常勤の特別職だけの報酬審議をしてもらうのか、あるいは非常勤の特別職について、例えば今まで論議をされた監査委員の、識見を有する監査委員の、今、2 万 7,000 円ですけれども、そういうものについてまで含めての審議をしてもらうようになる内容なのか、今考えられている、提案した要因について伺います。

それから、13 ページであります。2 の 1 の 1 の 12 節の通信運搬費 600 万円の増額補正であります。説明では、後納郵便料というふうにありました。当初予算では 2,200 万円であり、昨年 10 月から 3 月までの一番いわゆる何というか、かかるときに 1,016 万円の決算状況になっていますので、このように大きく増額しなければならなかった要因、どの辺にあってなのか、伺います。

それから、20 ページであります。8 の 4 の 1 の 13、象潟駅東西通路等整備基本図面作成業務委託料 23 万 1,000 円であります。1,200 万円の予算で総合発展計画、国土利用計画策定についての業務委託をしております。この内容についてはまだ成果品が出ていないわけですけれども、旧サンロックオーヨドの跡地について、坪単価約 3 万 9,000 円で、2,700 万円で 2,275 平方メートル先行取得をしたという説明がされております。これは跡地について購入した会社がどのように利用する構想を持っているのかも影響がありますけれども、駅前全体と東側の土地利用等について、現段階でどのような構想を持ってこの作業を委託する計画なのかであります。

このサンロックオーヨド跡地の土地利用計画と、それから実際に市が購入した土地、それから三光不動産から市へ寄附された土地、こういうところの、何というか、私も見に行ってきましたんですけれども、どういう利用状況になるのか。やっぱり先行取得したというんですから、きちんとした理由があって先行取得したと思うんです。これは市の財政から出たんじゃないくて、土地開発基金ですか、こつちのほうから出されたので、こういう説明がなければ私たちも知らない中で取得されているという形になるわけです。

それから、あわせて JR の土地があります。この図面を見ますと、家の後 60 の 44 です。このいわゆる土地と、それから市が購入した土地、185 の 2、182 の 2、ここを広く購入していますから、これを広げた理由があってだと思えますから、その点についてさらに詳しい説明をお願いできればというふうに思います。

それから、ページの 27 であります。ここに給料及び職員手当の状況ということで、米印をつけて再任用短時間勤務職員を除くというふうになっています。当初予算等では 18 年 1 月 1 日現在でということで、再任用短時間勤務職員については書いていませんし、もし再任用職員がおるんだとすれば、内容、人数、それから配置された部署、それから職務内容、こういうものについて、初めて出てきた内容ですから、伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 初めに、答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 湯ノ台観光開発に委託している鶴泉荘の宿泊の食事の提供委託料の 80 万 9,000 円の増額でございますけれども、当初予算では約 2,200 人の宿泊の利用客を想定しております。ことしは東北電力等の工事に伴いまして、11 月末までの宿泊者数が 2,151 人でございます。それで、17 年の宿泊客が 2,398 人であることから、今回 2,600 人ほどを年間の宿泊客数と見込んで、食事の提供料の委託料の 80 万 9,000 円を増額したものでございます。

なお、算式といたしましては、朝食が 750 円、そして夕食が 1,550 円の 95% 分で、今回 80 万 9,000 円を予算計上させていただいたところでございます。

2 つ目の不動産売払収入の内容でございますけれども、物件の詳細と落札に至った状況ということでございますけれども、にかほ市平沢字平森 112 番の 2 のほか 7 筆、現行地目は宅地でございます。面積が 2,709 平米でございます。坪数にいたしまして 816.77 坪の土地の売却方法について御説明をいたします。

9 月 1 日付の市の広報及びホームページに入札条件等を掲載し、公募による一般競争入札の方法といたしております。最低予定価格を不動産鑑定結果に基づき 6,021 万円、坪単価にいたしますと 2 万 2,000 円、平米単価にしますと 2 万 2,299 円、坪単価にしますと 7 万 3,717 円ということで公表し、9 月 15 日に入札を行っております。問い合わせは不動産業者等 9 社からございましたけれども、入札に参加した業者は 1 社で、株式会社ゼロ・コーポレーション、代表取締役高山晃氏が 6,030 万円ということで、坪単価で 7 万 3,827 円で落札をいたしたところでございます。参加した業者は 1 社でございます。

それから、次の報酬等審議会でございますけれども、現在の特別職の報酬は、合併協議会において、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考にし調整するということが確認されております。当面の間は、新市においてにかほ市の特別報酬等審議会にかけ、定まるまでの間、仁賀保町の額を使用することで承認をいただいたところでございます。合併後 1 年が経過し、にかほ市における市長等特別職及び議会議員の報酬額について、社会経済情勢や財政状況及び都市の状況等を総合的に勘案し、また、監査委員も含めてでございますけれども、今回報酬額を審議していただきたく、今回補正に予算を計上いたしましたものでございます。

通信運搬費でございます。2.1.1 の 12 の 600 万円の増額でございますけれども、昨年 10 月から 3 月までの決算額は 1,016 万円となっております。新しくにかほ市となりましてからの通信運搬費は半年間で 1,016 万円となっておりますが、旧町との決算書をもとに、17 年度の 4 月から 9 月までの決算額を算出してみますと、旧仁賀保町が 542 万円、旧金浦町が 424 万 8,000 円、旧象潟町が 663 万 2,000 円となり、合計すると 1,630 万円ほどとなります。これらを合計いたしますと、17 年度の

1年分の実績を計算しますと、総額で約2,646万円ほどの通信運搬費となっております。これに対しまして、18年度の予算編成期においては経費節減等の方針もございまして、当初予算で2,200万円に抑えた経緯がございます。大体月平均で210万円ほどでございますけれども、それだけの通信運搬費がかかっている状況であります。18年の実績ですが、10月まで1,470万円ほど支払っております。こうしたことから今回600万円ほどの補正をお願いするものでございます。

27ページの給料及び職員手当の状況、また、再任用関係ですけれども、現在、再任用の方は、合併時から再任用の短期間の職員はおりません。該当する職員がおりませんでしたので、平成18年度当初予算にこの文言は記載しておりませんでした。地方自治法の施行規則に定められている給与に関する様式には、該当者がいないにもかかわらず記載がありますので、平成18年9月補正予算書から、該当者がいなくても記載したということでございます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 同じく答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 20ページの1目都市計画総務費の13節委託料23万1,000円についてであります。これは駅前全体と東側の土地利用等についてどのような構想、計画を持っているのかというふうなことでありますけれども、株式会社サンロックオーヨド跡地の土地利用計画については市政報告で申し上げましたとおりであります。また、先行取得しました土地2,275平米、さらに寄附を受ける土地483、これらを含めまして、さきに配付した図面のとおりということですが、この土地の利用につきましては、市総合発展計画基本計画案の主要施策の一つであります象潟駅東西連絡道などの整備を三光不動産株式会社の開発計画を踏まえながら実施したいと考えております。駅前全体の土地利用につきましては、今の時点では具体的な構想はできておりませんが、近い将来、駅舎等の改築も考えなければならない時期に来ておりますので、このこととも整合を図りながら、今後の大きな課題としてとらえているところであります。

議長（竹内睦夫君） 答弁、助役。

助役（横山昭君） 8ページの説明で若干漏れがあったようですので、私のほうから説明をさせていただきます。

鶴泉荘のリハーサル大会での利用状況ということになります。この国体ないしはこのリハーサル大会もそうなんですが、この宿泊については、競技団体が直接施設のほうと交渉するというシステムはとっておりません。競技団体、あるいは県においてその間に入りまして、県が旅行業者のほうに委託をするという形をとっております。そのために、地元といたしましては、市内でその宿泊に対応できるような施設を把握して県のほうへ上げております。市のほうからは20ほどの施設を  
— もちろんその施設の了解もとってのことなんですが、上げております。

それで、このたびのリハーサル大会では、その旅行業者のほうでリストアップした施設が20のうち12選択されました。これはサッカーという競技の性格から、1チームが相当な人数を抱えるというようなこともあったのだらうと思われまして、その12選択された中から、今度は各チームがどの施設を選びますかということで注文をとりまして、その注文に応じて旅行会社が各施設と折衝するという方法になっております。そういうようなことで、鶴泉荘はこのたび宿泊はありませんでした。

ちなみに、このたびのリハーサル大会で、市内の施設は10カ所利用されております。延べの宿泊人数は994名となっております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 今の助役の説明ですけれども、結局あけておいてもらいたいということで予約はとらない。予約があったものは解約と、そういう状態をしながら、そして泊まりはなかったと。そういうのだとすれば、これはやっぱり大変だろうというふうに思うんです。ですから、その辺、この後もあるわけですから、やっぱりあけておいてもらいたいと。実際は、だけれども、泊まらなかったというんだったら、営業上これは大変なマイナスになるわけですよ。それをどういうふうに補っていくかということも含めて考えられる点がありますか。それがまず1つです。

それから、象潟駅東西通路等整備基本図面作成業務、駅前全体については今のところはこういうふうにするかということは、それはいずれ、国土利用計画とかそういうものが当然これから出されるわけですから、しかしながら、こういうふうにして185の2と182の2を、ここは広げて買ったというのは、やっぱり理由があるわけでしょう。

それから、恐らく三光不動産のほうでも、こういうふうにして、ここを市に、先行取得オーケーだと。それから、家の後の、これは60の44ですか、ここについての市として、例えば購入してここを広げているわけですけれども、何らかの理由があってここをわざわざここに広げたというふうに思うわけですよ。そういう、何というか、考え方というか、構想というのが現段階での構想があるのかないのかについて、まずこの点伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、助役。

助役（横山昭君） 具体的にそのような依頼を市のほうでされたのかどうか、私、承知していませんが、もしそういうことがあったとすれば、早目にやっぱりその情報というのは、宿泊の希望ありなしの情報というものは施設のほうへ伝えるべきであると思います。この後、国体の本大会があるわけですが、これは多分市内の宿泊施設は満杯になって、由利本荘市も含めて満杯になりまして、庄内のほうまで借り上げなければならないというような状況になるかと思えます。いずれ、今回そういうようなことがあったとすれば、今後の反省に生かしていきたいと思えます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） この取得地の隣地は平成19年春から三光不動産株式会社の造成工事、宅地分譲が計画されていると聞いてございます。市としましては、JR象潟駅東西連絡橋設置を考慮し、連絡橋の昇降口の確保、それから住宅外との接続通路、また、駐輪場などの施設整備について考えておるといようなことで、その基本的図面の作成ということで、現在は、今のところはコンサルのほうに委託するという考えでいるところでございます。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 半分はわかりました。いずれ市が購入した土地、ここの武道島182の2と185の2、この広がり、ここの広がりのところはどのくらいの広さで、そして家の後60の44、ここについての、何というか、注目というか、関心というような、当然市としては持っていると思うんですよ。今、東西の橋というふうに言いましたから。だとすれば、あれを依頼しているわけです。国土

利用計画のそういうものを、1,200万円かけてやっているわけですから。後ろのところのあの狭い通路 — 通路というか道路ですね。駐輪場があるところも含めてです。こういうものについても当然出されてくると思うんですよ。したがって、そういうことについての60の44、これについてはどういう考え方を持っているのか。当然、私はやっぱり考えてここを広げたいと思うんですが、その点についてお話しできますか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 武道島182の2と185の2につきましては、先ほど申しあげましたように、その辺のレイアウト、基本図作成ということで、それを願いますということで、大体のところ、そのような公共施設を配備したいと。ただ、中には水路とか、それから現在の既存の道路とかありますので、その辺の連絡等をきちとした形のレイアウトをしたいと。これから協議するための基本図をつくりたいというふうなことであります。

それから、その前の線路を越えた家の後60の4につきましては、一応、東西線の連絡、跨線橋を具体的に設置する予定でありますけれども、その際の今後のJRとの協議ということで具体的な協議にはまだ至っておらないところです。

【16番（竹内賢君）「答弁漏れというか、182の2と185の2の広さというのを聞いていますから」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員、もう一回。

16番（竹内賢君） 182の2と185の2のこの広さ。

議長（竹内睦夫君） 答弁、都市整備課長。

都市整備課長（大場久君） それでは、私のほうからお答えをいたします。武道島182の2、地籍は95平米、それから185の2、ここが393平米ございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 同じく、次、138号に対する質疑を続けます。4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 通告は4点しておりますけれども、4点目のページ20ページ、都市計画総務費の委託料の件、これは竹内議員の質問、あるいは当局の答弁で理解いたしましたので、割愛したいと思います。

じゃ、通告しております3点についてお伺いします。

最初に、14ページでございます。防犯街灯対策費中、報償費に6万4,000円補正されてございます。その内容は、安全・安心なまちづくり条例をつくりたいというふうな趣旨だようでございますが、もし現時点で、防犯街灯対策費の中にある安全・安心まちづくり条例ということですから、大体検討はつきますけれども、現在当局で考えているこの条例の概要みたいなもの、今お話しできる部分がありましたら、ちょっとお知らせいただきたいなと。これとちょっと違いますけれども、市には住みよい環境づくり条例、こういうものもございます。これを見ましたら、行政の役割、それから市民・事業者の役割と、こういうものなんかがこの条例には規定されておりますけれども、これから考える安全・安心まちづくり条例、この概要、これをひとつお答えいただきたいと思えます。

それから、2つ目、17ページでございます。児童福祉総務費中、報償費に107万円補正してござ

います。すこやか子だから祝金の増額でございます。説明では、3子について7人分を見込んでいます。つまり増額ですね。3子分は10万円でございますけれども、あと4子以降が2人と、こういう説明がございました。今の段階で補正するということですので、この特に3子当たり、若干でもふえるような傾向が見受けられるのかどうかと、その辺、もしわかりましたらお伺いします。

それから、20ページ、除雪費でございます。備品購入費1,521万3,000円、これは減額でございます。これは除雪車購入の差額だと思えますけれども、当初予算には4,419万3,000円措置されてございます。それに比べますと減額幅が大きいなという感じがしますので、その辺の理由をお伺いします。

以上3点お願いします。

議長（竹内睦夫君） 最初の答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） それでは、2款7項の8節報償費6万4,000円について御説明申し上げます。これは、金額的には8人分を予定して計上したものでございます。御承知のとおり、全国的に、また県内においても安全・安心を脅かす事件が発生しております。このことを受けまして、にかほ市内においても、さまざまな団体が見守り活動を展開しておるところでございますし、また、それらの団体のネットワーク化を図りながら進めてきているところでございます。

安全に安心して暮らすことができる社会の実現は、すべての市民の共通の願いということであると思えます。そこで、安全・安心のまちづくりについて基本理念を定め、市や市民及び事業者の役割を明らかにし、安全・安心まちづくりに関する施策の基本的な事項を定める内容を骨子とした形で条例化を考えているところでございます。このことによりまして、市民の安全・安心に対する意識の高揚を図り、安心して暮らすことができるまちづくりと一緒に目指すということができると考えております。この条例制定のために、安全・安心まちづくり策定検討委員として公募も含めて委員会を構成して、市民の意見等を反映させたいと考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 同じく答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） それでは、すこやか子だから祝金の関係でございますけれども、市全体におきます第3子の人数、これを抽出して把握はしていません。というのは、戸籍の表示の中で長男、次男、三男という表示はしてございません。そういう関係もありまして、第3子が幾ら、何人いるかということは、現在のところ把握していない状況であります。

ただし、全体的には出生数は年々減少傾向にあります。過去5年ほどの出生数の推移を見ますと、平成13年度の243人、対前年度比2.5%の増であります。平成14年度には225人、同じく7.4%の減、平成15年度には229人、1.8%の増、平成16年度には212人、対前年度比7.4%の減、17年度におきましては205人、対前年度比3.3%の減、今年度は約200人前後となる見込みでありますので、対前年度比は2.4%の減少となるわけでありまして、平成10年度には270人ほど出生しておりますので、その当時と比べると約26%の減少になっているという現状でございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 同じく答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 20ページの8款土木費5目の除雪費の備品購入費1,521万3,000円の

減額の、差額が多い理由ですが、備品購入の内訳は、13 トン級のドーザーと小型乗用ロータリー車  
であります。減額理由は、予算と請負額との差額を計上したものです。予算は1社の見積もりを参  
考に予算計上しておりますが、設計額算定に当たっては数業者から見積もりをとりまして、各パー  
ツごと、本体のほか十数パーツありますけれども、それに一番安い額をもとに設計額を算定してお  
ります。このことから、設計額及び予定価格設定時において予算額と比較し数百万円の差が生じる  
ほか、入札参加業者の競争のあられと解釈しておるところであります。以上です。

【4番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 議案第138号の質疑の途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩します。

午前11時57分 休 憩

午後1時00分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の議案第138号に対する質疑を続行いたします。20番池田甚一議員。

20番（池田甚一君） 議案質疑の趣旨にのっとって詳しく通告してございますので、そしてまた、  
各議員のお手元にも配付されておりますので、私からは申し上げます。ただし、答弁をいただき  
たいと思います。

それで、今、何かと話題の多い学校の備品関係に関する質疑でございます。教育効果とこうした  
備品類の材質、あるいはさまざまな関係について、担当課の現状だけでなく、思いのたけを存分に  
述べていただきたいと、こう思います。

なお、再質問はいたしませんので、ゆっくと御答弁をお願いします。終わり。

議長（竹内睦夫君） 20番池田甚一議員、口頭で発言してもらわないと議事録の作成にちょっと  
うまくないので、これは本会議場ですので、項目だけでも。

20番（池田甚一君） それでは、そういう御指摘でございますので。

22ページの4目中学校建設事業費、備品購入費450万円についての質問でございます。イから二  
まででございますので、よろしくをお願いします。

続いて、同じく議案138号、23ページ、7目象潟学校給食共同調理場建替事業費のうちから720  
万円の消耗品費について、イから二までの質問項目でございます。よろしくをお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、通告がありました補正予算につきまして御説明申し上げま  
す。

22ページの10款3項4目象潟中学校建替事業費の中の備品購入費450万円の件でございますが、  
これは体育館に整備する23品目の備品でございます。主に、折りたたみいす350脚、会議用テーブ  
ル、会議用いす、移動式黒板、演台、花台、備品用の移動ラック等が主なものでございますが、そ  
れぞれ一般標準備品を考えております。耐用年数につきましては、木製品で5年から8年、金属性

で15年になっておりますけれども、使用頻度によっては消耗の度合いで異なります。一般的には倍以上、あるいは20年以上使用できると考えております。

それから、地元調達計画についてでございますけれども、当然、地元で調達できる備品につきましては、できる限り地元業者への発注を考えております。

それから、教育効果と備品の関係でございますけれども、今回の備品購入は体育館の改築とあわせて行うものでございまして、現在使用されているものは、議員もおわかりのとおり、20年以上使用されておまして、非常に老朽化といえますが、古くなっております。安全性から更新するのが妥当と判断されるものでございます。適正な時期に更新することで、新しい体育館で安全・安心な環境整備が図られ、そういう新鮮な雰囲気の中で教育効果が一層図られるものと思っております。

それから、処分につきましてでございますけれども、比較的新しくこれからの使用に耐えられるものは引き続き使用する予定でございますけれども、廃棄しなければならない備品につきましては、校舎全体の解体とあわせて処分したいと考えております。

それから、23ページの共同調理場関係でございます。これは消耗品、食器が主なものでございまして、現在使用している食器は、補正予算のときにも補足説明いたしましたが、ほとんど7年以上、20年近くたっているものがすべてでございまして、中には25年以上たっているものもございます。そのように衛生上、考慮しまして、学校と栄養士、給食担当、教育委員会の職員で食器選考会議を開きまして検討した結果、約17品目の食器を購入したいというふうに考えております。主に購入する食器といたしましては、個人用のお盆、それから御飯茶わんと汁わん、それから副食皿、これは仕切り皿になっているような皿なんですけれども、それから小学生用のカレーの皿、スプーン、フォーク、中学生用のナイフ等を主に購入したいと考えております。

それから、食育と食器類の選択についてでございます。最近の食生活の乱れにかんがみまして、国民が将来にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができるように、食育に関する施策を総合的に、計画的に進めることといたしまして、平成17年7月に食育基本法というものが施行されております。中では、学校教育における食品の安全性や公衆衛生など、基礎知識の習得教育を子供たちに教える「食育」を促進するとなっております。その中で、教室における配食につきましても、学級ごとに配分された材料は基準量に沿って配食されなければならないのでございますが、性別や体格、健康状態に応じて、できるだけ個人個人に適した食事量を考慮することが望ましいとあります。そういうことで、食育と食器選定にかかわることにつきましては、現在までは一律分量で給食を実施してまいりましたけれども、その子供のその日の体調や食欲、運動量等で個人差がありまして、食べ残しにつながることもあるために、今度は個に応じた食事提供をするという食育に考慮した給食への移行を考えております。

それから、食器の選定につきましては、環境ホルモンとか発がん物質を使用していないもの、科学物質が溶け出さないものなど、安全性を最大に考慮したいと思っております。また、絵柄の模様にも配慮しまして、取り扱いやすい食器でバラエティー豊かな献立ができるような食器も選定の一つにしたいと考えております。

それから、処分方法、処分についてでございますけれども、衛生上問題なくもう少し使えるよう



な食器につきましては、防災用として利用したらどうかというふうに現在のところ考えておりません。

それから、地元調達の計画につきましては、先ほど備品のときも説明したとおりでございますけれども、まず、学校給食用食器につきましては、安全性が第一に重要でありまして、また、見て楽しむ食器らしい重圧さを感じられること。また、各学校に配送していることから、コンテナに収納しやすく取り扱いやすいというような、食器等、そういう学校給食の専門のメーカーがありますので、そのメーカーが地元業者の調達に応じることができれば当然市内業者への発注ということを考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 議案書の5ページになりますが、地方債補正について、ここでは2件の補正が行われております。いつも気になっているのはこの利率のところですが、ほとんど5%、5.0以内というふうになっています。しかし、償還の方法を見ると、債権者と協定する、あるいは繰り上げ償還などありますが、低利に書きかえることができると、このような項もあるわけです。これまで旧仁賀保町時代に一度聞いたことがありますけれども、これは相手側からの申し出によって低利に変えたという件が、聞いた時点では1件ありましたが、この現在の利率がどうなっているかということと、協定などによって低利に書きかえていくというのが、項目が多くなれば、あるいは金額が多くなればなるほど償還の条件がよくなると、こういうふうを考えられますので、その現状、それから書きかえなどがあるかどうか、その点についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 辺地対策事業債及び歩道用の除雪の機械購入時の今年度の借り入れ利率は、まだ公定歩合等の関係で昨年度同様の利率になるだろうというふうに予測をいたしているところであります。借り入れ利率は5%以内と定めておりまして、昨年も平成17年度における辺地債の利率は元利均等の10年償還で年1.8%でございます。公定歩合の変動によりまして、その年その年で、例えば4月に上がるときもありますし、5月に連チャンで上がる場合も、今まで、かつてはありましたけれども、その年の公定歩合の変動に伴って定められてきます。

なお、辺地債につきましては政府資金の予定でございますので、例えば、財政投融资の年金資金等を使っている関係から、こちらの申し入れによって利率の変更というのはなかなかできないような条件になっております。ただし、繰り上げにつきましては順次繰り上げすることができる条件になっておりますので、例えば財政的に余裕がある場合は繰り上げ償還が可能というふうに解釈をいたしております。以上です。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第138号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第138号の質疑を終わります。

次に、議案第139号平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）から議案第141号平成18年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第2号）まで、3件の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 139 号から議案第 141 号まで 3 件の質疑を終わります。

次に、議案第 142 号平成 18 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についての質疑を行います。15 番榊原均議員。

15 番（榊原均君） 下水道のこの事業についてお尋ねいたします。このたびの補正で 7,420 万円、黒川のポンプ場云々というようなことでの補正が上がっておりますけれども、最近では終末処理場のほうに予算が傾注して、そこに集中して行われておりますけれども、今現在、この公共下水道の事業計画に対する計画の進捗率と、それから、合併する前だと、象潟の場合では大体平成 22 年ぐらいが最終年度みたいにちょっと記憶しているんですけれども、にかほ市になって、これは、最終年度がいつごろになるのか、その辺のところもあわせてお聞かせいただきたいと。

この公共下水道の工事も 10 年以上もたっているわけですけれども、いろいろ環境問題、大変大事な事業だと思いますし、市民の皆さんにとっても大変お金のかかる部分がありますけれども、この加入率も、もしわかれればひとつお知らせいただきたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） お答えいたします。事業の進捗状況は、事業費ベースで全体計画では 57% です。それから、これを面整備について見ると、これも事業費ベースで見ますと 59% というふうになっております。

次に、今後の事業計画については、処理場では現在も行っておりますけれども、処理地第 3 系列から第 5 系列の整備、脱水機の増設などがあります。現在、第 3 系列の 2 分の 1、半分は 19 年までの予定と。あとの半分については 22 年以降というふうに思っています。それから、中継ポンプ場では建設中の芹田、鈴、黒川、久根添と、現在、建設中であります。この 4 つの中継ポンプ場につきましては 19 年度までの予定というふうにしております。それから、新規にこれから平沢、矢島、オノ神の建設であります。これは 20 年度、21 年度というふうな計画を持っております。それから、管渠、面整備でございますけれども、これについては仁賀保、象潟両地区合わせまして、まだ 360 ヘクタール残っております。これらの整備計画があります。

最終事業年度はいつごろかというふうなことでありますけれども、当初の、平成 4 年ごろの基本計画では確かに 22 年となっております。先ほど言いましたように処理地の増設、それから既に整備済みの管渠、機械、電気設備の更新、また、維持管理を今後行っていかなければなりませんので、事業のある限り継続をしなければならぬというふうになっておりますが、ただ、全市民の方が下水道を利用することができるようになった時点をもって完了としますと、財政事情によりますが、今後 12 年ないしは 15 年かかるのでないかなと。平成 30 年ころまでかかるのでないかなというふうに思っております。

加入率ですが、既に処理場の整備されたところ、面整備の処理されたところ、その中で水洗化、供用しているというふうなパーセントでありますけれども、これも現在のところ 66% と。三十数%の方々がまだつないでいただけていないというようなことで、この辺を PR を図っていききたいとい

うふうに思っております。

議長（竹内睦夫君） 15番榊原均議員。

15番（榊原均君） 事業の最終年度が平成4年当時といいますと、当然これは単独立町でのあれなんですけれども、まあ22年ころと。今の部長の話だと、これがさらにもう10年以上延びるのかなというようなことで、正式に事業計画が、合併した後、見直しをされて、それで、30年、31年ころになるということなのか、部長が今考えている時点でこのくらい行くべなということでの判断での30年なのか、その辺のところをはっきりさせていただきたいと思います。

それと、加入率なんですけれども、残念ながら66%ということで、いろいろPRはしているでしょうけれども、これから非常に高齢化が進みます。やはり下水道をつなぐのに多額の費用がかかるということで、非常に経済状況は余りよくないと。お年寄りの皆さんが出費するお金もいろんな面で負担がふえているということで、大変難しい部分も出てくるのかなと思いますけれども、その辺のところも含めて、もう一度その加入率の向上に対する考え方をひとつお聞かせいただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 建設部長。

建設部長（金子則之君） 延長の件でありますけれども、正式にはまだなっていません。今のところまだ20年まで継続中というようなことだけれども、これを変更と、全体計画の変更ということで、20年度には正式な手続をしながら延長を図っていきたいというふうに思っております。

それから、加入率の向上であります、いろいろ3年以内につないでくださいとかいろいろありますけれども、確かに経済状況によって、なかなか進んでおらないと。ただ、一つは、そういうふうな個々の経済事情もありますが、それ以前に、合併処理浄化槽といったような方々が相当数おられるわけです。その改造というふうなことも、その時期に来れば率が上がっていくのかなというふうに思いますし、ただ、経済状況で、ちょっとお年寄りの方々、それから高齢者の方々については、確かに3年以内とこういうふうにありますけれども、やはり経済的にできるような状況になってからというふうに私どもは進めておりますので、特に、何が何でも3年以内ということではなく、そのような状況になったら、経済的にも加入できるような状況になった時点では加入していただくというふうな考えでありますので、よろしく願います。

議長（竹内睦夫君） 15番榊原均議員。

15番（榊原均君） 最後ですけれども、この事業の進捗に関することなんですけれども、当然これは財政の問題も伴うと思うんですけれども、今の状況をこれからも維持できるだけの財政的なあれがあるのか、それとも、今後、財政的な面から工事の進捗がおくれる可能性も含んでいるのかどうか、その辺の見解をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 事業の推進に当たっては、昨年からは補助残 — 50%と55%補助金がありますけれども、今までは補助残が起債事業単独で95%、それから補助事業で90%といったものが昨年からは補助残については100%起債充当できるというふうなことでありますので、そのようなことから、まず環境の整備については大分当初からおくれておりますので、財政的に非常に厳しい

面がありますけれども、できるだけ環境整備については早くやって、市民の方の公平、均等に早目に各世帯のほうには加入してもらいたいなというような気持ちでもおります。そのような考えであります。

議長（竹内睦夫君） 議案第 142 号に対する質疑ほかにございせんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 142 号の質疑を終わります。

次に、議案第 143 号平成 18 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）についての質疑を行います。質疑ございせんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 143 号の質疑を終わります。

次に、議案第 144 号平成 18 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 2 号）についての質疑を行います。4 番池田好隆議員。

4 番（池田好隆君） ガス事業会計の補正の第 2 号でございせん。器具販売費用 774 万 2,000 円増額補正してございせん。この関連というふうなことで質問を許していただきたいと、こう思ひます。

熱量変更事業、大変な労力と時間をかけてやられたわけでございせん。器具調整と、各需要家の家庭に回られまして、いろいろと御指導をされたわけでございせんが、いよいよ暖房器具を使う時期に入りまして、その段階で需要家によっては新規にガス器具を購入した人、また一方では、それなりの理由はあるかと思ひますけれども、ガス事業所から使える器具の提供を受けて暖房器具を使ひている方、このように二通りおるようでございせん。器具を購入した人から私もちょうど相談を受けまして、事業所のほうにも走ってまいりました。何とか納得できるように説明していただきたいということで、説明はあったようでございせんけれども — それは購入した方でございせん — あったようでございせんけれども、どうもその合点がいかないと、こういうふうな状況に今現在なっております。この辺につきまして、ひとつ事業所のほうから説明をいただきたいと、こういふことでございせん。よろしくお願ひします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） お答え申し上げます。熱量変更事業につきましては、皆様御存じのとおり、本年 11 月に無事完了いたしました。始めるに当たってはいろいろ準備段階からありまして、定例調査そういうものを行ってきて本番を迎えたわけでございせん。今のお尋ねの器具の不公平性等があったのではないかとございせんけれども、熱量変更事業においての器具の調整につきましては、旧ガスで使ひていたガス器具を新しく使うガスに使えるように、正常に燃焼するようにお客様のガス器具の部品を交換するものが目的でございせん。そのようにやっていくルールでございせん。

しかしながら、ガス器具の部品につきましては、残念ながらメーカーのほうで製造停止、あるいは部品の供給ができないというふうなものの中にはございせん。そういうものにつきましては、部品を準備できなかった我々の責任であるという観点で、部品として器具をおあげした次第でござい

ます。お買い上げになった方々につきましては、うちのほうでも割引販売というふうな形で、お客様のほうに安全装置のついていない、そういうふうなものにつきましては買いかえを勧めたという経緯もございます。それらのことにおいて、お客様が、じゃ、わかったと、私は買いますということで申し出を受けまして、それで購入をいただいたものでございまして、私方のほうから押し売りのものをしたこともございませんし、あくまでもお客様の申し出によって購入をしていただいたものでございます。

ただ、その後、熱量変更の本番が進むに当たりまして、中には先ほど申し上げましたとおり、部品のかわりとして器具をいただいた方、あるいは自分では購入したということで、何か変だなというふうに感じているお客さんも中にはおるようでございますけれども、趣旨としては、うちのほうではあくまでも部品ということで、幾ら古くても部品のあるものにつきましては部品交換で調達しております。そういうふうなことで御理解をお願いしているわけございまして、象潟地区だけでなく、仁賀保地区、金浦地区同様に、また、にかほ市だけでなく、どこの熱変業者でもこのように進めておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 池田好隆議員。

4番（池田好隆君） ガス事業につきましては、いろいろ言われておるわけでございますけれども、最近、新しい住宅でも、オール電化、こういうものがたくさん見えます。それから、灯油とこのガスとの価格差といいますが、こういうことから、家庭用についてはなかなかガス使用が伸びないのではないかと、こういうふうな話もいろいろされている段階でございます。理由があると思えますけれども、単純なこの需要家の信頼を損ねるといいますが、こういうことは大変ぐあいが悪いことではないかなと、こう私は考えております。

いろんな話を聞きますと、この熱変事業、他自治体の協力をかりながら大変な時間をかけてやられたわけでございますけれども、それぞれの各家庭で回ったこの事業所の職員といいますが、派遣している方も含めて、事業所の職員のどうも指導の仕方が同じやり方でなかったのではないかなと、こういうふうなこともちょっと考えられます。そういうことからこういった問題が起きているのではないかなと。つまり、器具を買った方は単純に考えています。つまり、熱変事業の関係で指導に来たときは、どうも自分の器具は使えないのではないかとということで、使えないのであれば、事業所はただで投げてやりますよ。この「ただで投げる」という言葉にちょっとほれてしまったようなんですね。それで私は投げてしまったと、こういうことなんです。ですから、皆さんが買うのではないかと、こういうふうなことで、自分は2台買ったと。そしたら、近くの方々に、まあさっき局長言ったように理由はありそうなんですけれども、単純にその方は新しく器具を買った方と、事業所から器具の提供を受けた方と二色あると。これは不合理ではないかと。単純にこういう論理なんです。

事業所に説明しても、なかなかそこを理解してもらえないということを私なりにいろいろ考えてみますと、やはり各戸別に需要家を訪問した、その段階あたりからのいろんな積み重ねといいますが、それでこういう違いが出てきているんですけれども、それぞれ各この需要家の方々はなかなかそれがわからないんですね、やっぱりね。やっぱり買った人と、事業所から提供を受けた人があると。単純にこの図式なんです。それで、なかなか理解できないと。家族とも相談したけれども、こ

れはまず少し払わないで待っていたほうがいいと、こういうふうなお話まで……

議長（竹内睦夫君） 池田好隆議員に申し上げますけれども、予算の質疑とはちょっと距離がありますので、簡潔に。

4番（池田好隆君） はい。まあそういうふうなことです。私、質問するのは、やはりこの需要家の信頼を損ねるといふのは、これからの器具販売とかガス使用、そういうものにも少なからず影響が出るんでないかというふうなことで、もう少しうまく理解を得られるような形で進めることができなかつたのかなというふうなことで質問しているわけでございますので、もう一度その辺のところ。この方々にどういふ納得をさせるかと。これは1人、2人じゃありません。そういう観点から、もう一度局長の考え方といいますか、それをお聞きしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 御指摘のとおり、販売については全部がうちのほうの職員が行ったわけではございません。確かに委託販売というような形で、合併以前から進めていた経緯もございまして、若干進め方に温度差があったというふうなことはあるかと思えます。合併後は統一した見解で全部その指導をしてやってきたわけなんですけれども、同じように指導したわけなんですけれども、業者さんの受けとめ方というふうなことで、若干のニュアンスの違い、あるいは言い違い、聞き違いというふうなこともあったようでございます。ただ、今までできた中では、先ほどお話ししましたような説明をいたしまして、大概の方に御理解をいただいているというふうな形のものでございます。何回か来られた方もおりますけれども、うちのほうでの見解は一切変わりませんので、こういうふうなことで進めてきたんだということで御協力をお願いしたわけでございます。以上です。

【4番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、同じく12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 前議員と項目同じところです。器具販売費用、これは予定の合計額だけですが、一定のところ区切りをして、補正前、あるいは11月末まで、4月からこの金額が、どのくらい売れたというようなことを把握していると思うので、参考資料ということで、その内訳を質問します。

それから、2つ目は、今と関連があるんですけども、本来は部品交換ということで来たと思うんですが、部品交換できないので新しい器具を提供すると、古いものは引き取るというふうに明確に話をしたのであれば、それはそれでわかったと思えます。ただ、そこまでの説明がなくて、このガス水道局の許可を得た業者等が入って、そして買ったほうがいいと、部品交換できないから買うしかないとかというのであればわかると思うんですが、買ったほうがいいんじゃないかというような勧めがある。特に何割引だからと、こういうふうなことで勧められて買った個人の方もあるわけです。よくよく後で話を聞いたら、隣近所の話では、うちはもらったと、2台もらったと。うちは3台買ったというようなことが出てきたわけです。それで、池田議員が質問したように、そういう声が私にも、象潟地区から複数届いているわけです。これで不公平感があるわけで、一体どうなんだということでは言われているんですが、その辺、業者が入って割り引きするからということで

勧めたのがあるのかどうか。それから、部品交換できないから器具と取りかえるという説明をして取りかえたのか、その辺の明確な説明がどうだったかということがやっぱり問題になると思うわけです。提供されたうちは、そのまま、それはよかったと思うでしょうけれども、何か結果的に買わされたという印象でいる家庭もあるやに聞いているんですが、その点さらに具体的に説明をお願いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、最初に、販売費用の件でございます。今回補正いたしましたのは、営業雑費用のうちの器具販売費用ということでございます。これは今後の購入ということも含めまして見込みの予算でございます。これ、今の段階で地区別にとというのはなかなか難しい面もあったんですけども、一応わかる範囲内で調査したもので御報告いたします。

一番高いなものは、ガステーブルが約1,200万円ほどでございます。それから炊飯器 — 大きい順でいけば — 炊飯器はまず90万円、給湯器が350万円、ふる釜が450万円、ストーブが200万円、その他というふうな形で進んでおりまして、器具に関する費用につきましては、全部で2,332万8,000円ということになっております。そのほかの内訳としましては、器具の取り付けが440万円、つけるための作業委託というものに947万円、臨時職員の賃金も入っておりますので、これに215万円というふうなことで構成されておるわけでございます。今回補正した分につきましては、あくまでも器具販売原価ということで、当初1,558万6,000円に今回774万2,000円を補正いたしまして、2,332万8,000円ということでございます。地区別の内訳でございますけれども、旧仁賀保地区でおよそ器具で236台、それから金浦地区で169台、象潟地区で474台ということで見込んでおります。

それから、販売の器具の交換の件でございますけれども、私どものほうとしては割引販売ということでやっておりますので、業者さんをお願いした時点では、皆さん同じように単価を割り引きということで進めております。割り引いた金額でお願いをしてございます。それから、部品交換ができないから買ってくださいということは、私のほうではやっておりません。これだけはやっておりませんので、あくまでも安全器具がついていないというふうな形のもので、買うのであればこれだけの値段で安くしていますよというふうなことで御説明をしているわけでございまして、部品交換ができないからというふうなものの販売はいたしておりません。

それから、もう一点ですけれども、必ずしも、器具を購入いただきましたのは熱量変更の前だけではございません。熱量変更の調整当日にも購入をいただいております。これは調整員が部品を持って行って調整しようということで、器具を調整しようということで、部品をあけてみますと、ある程度、ガステーブルの魚焼きの部分に穴があいていたとか、あるいは塩害のために腐食しているというふうなことで、このままでは危険ですよというふうなことでお話ししたところ、それでは購入しますということで購入いただいた方も大分あります。これらの件につきましては、部品がございまして調整はできますけれども、このままではこういう状況ですよということを御説明したところ、それでは買ってもいいですよということで申し込みいただいた数もかなりあります。そういうようなことも含めた今の数字でございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 大体中身はわかってきましたが、ガス水道局も一業者としてガス器具の販売をしているわけですが、その他の協定を結んでいる業者と比べればいいですか、許可を得ている業者もあるわけで、そちらの業者も相当数入っているやに聞いておりますけれども、何業者ぐらい入って販売しているか、そして、その業者が部品交換とは余りかわりなく、今話を聞いたように、交換できるけれどもこのままでは危ないというふうなことであれば納得できると思うんですが、そこまでの説明が十分でなくて、今お買い得ということで勧めるというケースもあったやに聞いていますが、どんな業者がどういうふうになっているかという、その辺の把握はどうなっていますか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） うちのほうのガス局としての販売につきましては、ガスの指定工事店に依頼してあります。これは旧 3 町の 12 社、これを通して割引販売ということでお願いしてございます。他方からは入ってきていないはずでございます。あくまでもうちのほうからの依頼という形でやっております、同じような説明をしているわけなんですけれども、残念ながら、そういうふうなことの言い違い、聞き違い、あるいはその業者の温度差というものがあつたようでございます。まだ当日につきましてはの調整につきましては、それらの方々は入っておりません。すべて東北各社の熱量変更における調整員ということで、そういう資格者の方々が行って統一するものはお話ししているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 不公平感を持っているのを簡単に払拭できないのではないかと、その点、池田議員も心配しているわけですが、やはりそういう声があつたということで、現在毎日使っているわけですから、そういう器具を購入、あるいは提供、部品交換との関係、危険性があつて勧めるなど、いろいろ絡み合っているわけですが、このような点について、広報がいいか、あるいは個別がいいか、ちょっとはっきりしませんけれども、やはり内容を説明して納得していただくと、こういうことが必要だというふうには私は思うんですが、そういう点については何か考えがあるか、あるいは今後どのようにしていくかというふうなことを検討するかどうか、その点についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 今のところ、そういうふうな検討はしていないわけですが、ただ、こういうふうにしていろいろな話が聞こえてくる段階で、これからはいろいろ考えていかなきゃならないのかなと思っております。一応、一通り熱量変更事業が落ち着いたという段階では、追跡調査というわけではないんですけれども、一応全戸、これからその後の調整のぐあいとか、そういうものを確認しながら一応回ろうというふうな計画は持っておりますので、そこら辺のところとあわせて局内でも検討してみたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 議案第 144 号に対する質疑ほかにございませつか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 144 号の質疑を終わります。

次に、議案第 145 号平成 18 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 2 号）についての質疑を行い



ます。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 145 号の質疑を終わります。

日程第 18、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第 6 条の規定により、議案第 138 号の審査のため、議長を除く 23 人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思えます。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまでに、にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、年長議員から司会をお願いします。23 番山田明議員。

しばらく休憩します。

午後 1 時 45 分 休 憩



平成 18 年度一般会計予算特別委員会会議録

出席委員( 21 名 )

1 番	飯尾善紀	2 番	佐々木正勝
3 番	市川雄次	4 番	池田好隆
5 番	宮崎信一	6 番	佐藤文昭
7 番	佐々木正明	8 番	小川正文
9 番	伊藤知	10 番	加藤照美
11 番	佐々木弘志	12 番	村上次郎
13 番	菊地衛	14 番	佐々木清勝
15 番	榊原均	16 番	竹内賢
18 番	斎藤修市	19 番	佐々木平嗣夫
20 番	池田甚一	21 番	本藤敏夫
23 番	山田明		

議会事務局職員

議会事務局長	竹内享一	局長補佐	佐藤谷博之
議事調査係長	佐藤正之		

説明員

市長	横山忠長	助役	横山昭
教育長	三浦博	企業管理者	佐々木勝利
総務部長	須田正彦	市民部長	池田史郎
健康福祉部長	笹森和雄	産業部長	岩井敏一
建設部長	金子則之	教育次長	小柳伸光
ガス水道局長	須田登美雄	消防長	高橋誠
総務部総務課長	齋藤隆一	企画課長	竹内規悦
財政課長	佐藤好文	象潟市民サービスセンター長	金子春輝
市民課長	木内利雄	生活環境課長	佐藤秀男

すくすく子育て支援課長	須藤金悦	観光課長	長谷山良
都市整備課長	大場久	教育委員会総務課長	佐藤文一
熱量変更推進室長	本間正志		

.....

午後1時46分 開 会

年長委員（山田明君） にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会をすることにいたします。

ただいま出席している委員は21人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に23番、私、山田委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、11番佐々木弘志委員を推薦します。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

年長委員（山田明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には23番、私、山田委員を、副委員長には11番佐々木弘志委員が決定しました。

23番、私、山田委員、11番佐々木弘志委員が議場におられますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

【年長委員（山田明君）、年長委員としての任を解かれ、一般会計予算特別委員長として議事をとる】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第138号をそれぞれの一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。

午後1時49分 散 会

.....

午後 1 時 49 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 19、議案及び陳情の付託を議題とします。

ただいま議題となっています議案第 131 号から議案第 145 号までの 15 件は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

次に、陳情第 12 号から陳情第 18 号までの 7 件は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

暫時休憩します。

午後 1 時 51 分 休 憩

午後 1 時 52 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 1 時 52 分 散 会